

○ 住民基本台帳法等の施行に伴う留意事項について（昭和 42 年 10 月 4 日保険発第 106 号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
目次 第一・第二 （略） 第三 台帳法の規定による届出について （1）届出の種類について （2）届出に附記する事項について （3）転出証明書について （4）<u>資格確認書</u>の添付について （5）届出の審査について 第四～第七 （略） 第一 （略） 第二 住民票の記載について （1） （略） （2） 被保険者の資格に関する法定記載事項のほか、その者に係る<u>被保険者記号・番号</u>をも記載することが適当であること。 なお、被保険者でない者については、台帳法若しくは法の規定による届出があつた際に届出書に記載させ、又は聴取する等の方法により、現に加入している国民健康保険以外の医療保険制度の名称（法第一百六条の規定の適用を受けている者については、その旨及びその者の保険者である市町村名）等を記載することが望ましいこと。（台帳法施行令第二条） （3）・（4） （略） 第三 台帳法の規定による届出について （1） （略） （2） 被保険者が台帳法の規定による届出をするときは、次の事項を附記することとされていること。（台帳法第二十八条、台帳法施行令第二十七条） イ 転入届 （イ） 被保険者の資格を取得した旨	目次 第一・第二 （略） 第三 台帳法の規定による届出について （1）届出の種類について （2）届出に附記する事項について （3）転出証明書について （4）<u>被保険者証</u>の添付について （5）届出の審査について 第四～第七 （略） 第一 （略） 第二 住民票の記載について （1） （略） （2） 被保険者の資格に関する法定記載事項のほか、その者に係る<u>被保険者証の記号及び番号</u>をも記載することが適当であること。 なお、被保険者でない者については、台帳法若しくは法の規定による届出があつた際に届出書に記載させ、又は聴取する等の方法により、現に加入している国民健康保険以外の医療保険制度の名称（法第一百六条の規定の適用を受けている者については、その旨及びその者の保険者である市町村名）等を記載することが望ましいこと。（台帳法施行令第二条） （3）・（4） （略） 第三 台帳法の規定による届出について （1） （略） （2） 被保険者が台帳法の規定による届出をするときは、次の事項を附記することとされていること。（台帳法第二十八条、台帳法施行令第二十七条） イ 転入届 （イ） 被保険者の資格を取得した旨

(ロ) 職業

(ハ) その者が属することとなつた世帯にすでに被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯に係る被保険者証の記号及び番号

ロ 転居届、転出届及び世帯変更届

被保険者記号・番号

なお、前記ロでいう被保険者記号・番号とは、転居届又は世帯変更届の場合には、その者が属していた世帯及びその者が属することとなつた世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合は、その世帯に係る被保険者記号・番号であること。

(3) (略)

(4) 被保険者が台帳法の規定による届出をするときは、その者に係る資格確認書の交付を受けているときは、当該資格確認書を添えなければならないこと。(台帳法施行令第三十条)

その者に係る資格確認書とは、転居届又は世帯変更届の場合においては、その者が属していた世帯及びその者が属することとなつた世帯にすでに被保険者の資格を取得している者がある場合は、その世帯に係る資格確認書であること。

届出に添えられた資格確認書については、その回付を受けた国民健康保険担当部門において、届出の事由に応じ、被保険者証の記載の一部を消除若しくは修正し、又は新たな事項を記載したうえ、保険者印を押して交付し、あるいは資格確認書を回収しなければならないが、特に転出届の場合にあつては次により処理されたいこと。

イ 一の世帯に属する被保険者の全員が転出するときは、被保険者証を返還させ、転入通知書等により他の市町村に転入したことが判明するまでの間別途保管する。この場合において、現に療養継続中の被保険者等につき、転出届のあつた日以後転出予定年月日までの間に療養の給付をする必要があるときは、被保険者の申出に基づき、資格確認書の有効期限欄に転出予定年月日まで有効である旨記入し、保険者印を押して交付する。転出予定年月日経過後においてなお傷病等のため転出しない被保険者について療養の給付を行なう必要があるときは、被保険者の申出に基づき、資格確認書の有効期限を修正し、保険者印を押して交付する。

ロ 一の世帯に属する被保険者の一部が転出するときは、資格確認書

(ロ) 職業

(ハ) その者が属することとなつた世帯にすでに被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯に係る被保険者証の記号及び番号

ロ 転居届、転出届及び世帯変更届

被保険者証の記号及び番号

なお、前記ロでいう被保険者証の記号及び番号とは、転居届又は世帯変更届の場合には、その者が属していた世帯及びその者が属することとなつた世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合は、その世帯に係る被保険者証の記号及び番号であること。

(3) (略)

(4) 被保険者が台帳法の規定による届出をするときは、その者に係る被保険者証を添えなければならないこと。(台帳法施行令第三十条)

その者に係る被保険者証とは、転居届又は世帯変更届の場合においては、その者が属していた世帯及びその者が属することとなつた世帯にすでに被保険者の資格を取得している者がある場合は、その世帯に係る被保険者証であること。

届出に添えられた被保険者証については、その回付を受けた国民健康保険担当部門において、届出の事由に応じ、被保険者証の記載の一部を消除若しくは修正し、又は新たな事項を記載したうえ、保険者印を押して交付し、あるいは被保険者証を回収しなければならないが、特に転出届の場合にあつては次により処理されたいこと。

イ 一の世帯に属する被保険者の全員が転出するときは、被保険者証を返還させ、転入通知書等により他の市町村に転入したことが判明するまでの間別途保管する。この場合において、現に療養継続中の被保険者等につき、転出届のあつた日以後転出予定年月日までの間に療養の給付をする必要があるときは、被保険者の申出に基づき、被保険者証の有効期限欄に転出予定年月日まで有効である旨記入し、保険者印を押して交付する。転出予定年月日経過後においてなお傷病等のため転出しない被保険者について療養の給付を行なう必要があるときは、被保険者の申出に基づき、被保険者証の有効期限を修正し、保険者印を押して交付する。

ロ 一の世帯に属する被保険者の一部が転出するときは、被保険者証

のその者に関する記載部分に転出予定年月日まで有効である旨記入し、保険者印を押して交付する。転出予定年月日経過後においてなお転出しない被保険者について療養の給付を行なう必要がある場合における資格確認書の処理については、イに準じて行なう。

(5) (略)

第四 (略)

第五 台帳法の適用を受けない者の取扱いについて

日本の国籍を有しない者及び戸籍法の適用を受けない者（天皇及び皇族）は、台帳法の適用を受けないこと。（台帳法第三十九条、台帳法施行令第三十三条）

したがって、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法第一条の規定による永住許可を受けている者、その他条例で定める国の国籍を有する者等被保険者である外国人が法第九条第一項又は第三項の規定によつてする届出についてはすべて従来どおりであること。

なお、世帯主が外国人である世帯に属する日本人の住民票には、日本人の世帯員のうち世帯主にもつとも近い地位にある者の氏名が世帯主として記載され、実際の世帯主である外国人の氏名が備考として記入されることとなるが、資格確認書の世帯主欄には、実際の世帯主である外国人の氏名を記入するのであり、また保険料（税）の納付（税）義務者はその外国人であるので念のため申し添える。

第六・第七 (略)

のその者に関する記載部分に転出予定年月日まで有効である旨記入し、保険者印を押して交付する。転出予定年月日経過後においてなお転出しない被保険者について療養の給付を行なう必要がある場合における被保険者証の処理については、イに準じて行なう。

(5) (略)

第四 (略)

第五 台帳法の適用を受けない者の取扱いについて

日本の国籍を有しない者及び戸籍法の適用を受けない者（天皇及び皇族）は、台帳法の適用を受けないこと。（台帳法第三十九条、台帳法施行令第三十三条）

したがって、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法第一条の規定による永住許可を受けている者、その他条例で定める国の国籍を有する者等被保険者である外国人が法第九条第一項又は第三項の規定によつてする届出についてはすべて従来どおりであること。

なお、世帯主が外国人である世帯に属する日本人の住民票には、日本人の世帯員のうち世帯主にもつとも近い地位にある者の氏名が世帯主として記載され、実際の世帯主である外国人の氏名が備考として記入されることとなるが、被保険者証の世帯主欄には、実際の世帯主である外国人の氏名を記入するのであり、また保険料（税）の納付（税）義務者はその外国人であるので念のため申し添える。

第六・第七 (略)